国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程（１６経教規程第８号）の一部を次の通り改正する。

| 現　行 | 改　正　案 | 備　考 |
|---|---|---|
| 国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程<br>平成１６年４月７日<br>１６経教　規程第８号 | 国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程 | |
| 第１条から第１２条　省略 | 第１条から第１２条　省略（現行どおり） | |
| （代議員会及び代議委員会）<br>第１３条　省略<br>２～３　省略（現行どおり）<br>４　連合農学研究科の代議委員会は、次の各号に掲げる代議委員をもって組織する。<br>一～三　省略<br>四　連合農学研究科の各専攻から選出された主指導教員資格者を有する教授　各１人<br>五　連合農学研究科の各連合講座から選出された主指導教員資格を有する教授　各１人<br>５～９　省略 | （代議員会及び代議委員会）<br>第１３条　省略（現行どおり）<br>２～３　省略（現行どおり）<br>４　連合農学研究科の代議委員会は、次の各号に掲げる代議委員をもって組織する。<br>一～三　省略（現行どおり）<br>四　連合農学研究科の各構成大学から選出された主指導教員資格者を有する教授　各１人<br>五　連合農学研究科の各大講座から選出された主指導教員資格を有する教授　各１人<br>５～９　省略（現行どおり） | |
| 第１４条　省略 | 第１４条　省略(現行どおり） | |
| 附　則　省略 | 附　則　省略（現行どおり） | |
| 別表１（第２条第１号関係）　省略 | 別表１（第２条第１号関係）　省略 | |

| | | |
|---|---|---|
| 別表２（第２条２号関係）<br>工学府、農学府、生物システム応用科学府　省略<br>連合農学研究科<br>　後期３年のみの博士課程<br>　　生物生産学専攻<br>　　生物工学専攻<br>　　資源・環境学専攻<br>技術経営研究科　省略<br><br>別表３（第２条第３号関係）　省略 | 別表２（第２条２号関係）<br>工学府、農学府、生物システム応用科学府　省略（現行どおり）<br>連合農学研究科<br>　後期３年のみの博士課程<br>　　生物生産科学専攻<br>　　応用生命科学専攻<br>　　環境資源共生科学専攻<br>　　農業環境工学専攻<br>　　農林共生社会科学専攻<br>技術経営研究科　省略（現行どおり）<br><br>別表３（第２条第３号関係）　省略（現行どおり） | |

附　則（１８　教　規程第３７号）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。